

実技試験において、人数制限のある職種(作業)を受検申請する場合(注意点)

- 受検手数料は後払いとなります。事前に払い込まずに、封筒に人数制限職種申込と朱書きの上、郵送してください。
- 茨城県内に在住又は在勤の申請者が優先されます。
- 令和3年10月4日(月)到着分より、1日単位で受付を行います。
(受付期間前の到着は無効)
- 制限人数に達した段階で、その職種(作業)の受付を締め切ります。
- 制限人数を超えた申請書が到着した日については、同日到着分の申請書から抽選にて、受付者を決定します。
- 申請書に不備がある場合は、到着日の抽選対象から外れます。
- 受付の可否については、申請書に記入した電話番号(一括申請書を同封している場合は、一括申請書に記入された電話番号)に連絡いたします。
- 当協会より受付可能との連絡がありましたら、指定した期日までに受検手数料の払込みを行い、払込証明書等を郵送してください。
- 連絡が取れない場合や指定の期日までに受検手数料の払込みが確認できない場合、申請を受理できないことがあります。
- 申請を締め切った職種(作業)は、当協会の技能検定専用ホームページ(<https://www.ib-syokkyo-kentei.com>)において、随時掲載します。郵送した書類が到着する前に受付を締め切った場合でも、郵送料、振込手数料の返還はできません。